

令和6年定例会
防災県土整備企業常任委員会
提出資料

○ 所管事項

- I 令和7年度以降の水道料金について 1

[別添資料]

【資料1】 経営懇談会構成員からの意見・提案及び企業庁の考え方

【資料2】 受水市町等からの主な意見・提案及び企業庁の考え方

令和6年12月12日

企業庁

I 令和7年度以降の水道料金について

当庁の水道料金は、全国の水道事業者が料金算定の指針としている「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会）に基づき、用水供給に係る費用を料金収入で賄う総括原価方式を採用しています。

現行の水道料金は、令和2年度から令和6年度までの5年間としており、次期料金の見直しに向けて算定作業を進めてきました。

当庁では、これまでも経費の節減に努めてきましたが、電気料金、労務単価や薬品費の高騰、施設の建設投資に伴う減価償却費の増加等により、費用の増加が著しく、厳しい経営状況となっています。

1 収支見通し（令和6年6月末時点）

令和6年6月末時点における原価構成各費目及び使用水量の需要見込みから、現行料金を適用した場合の収支見通しは、以下のとおりとなりました。

(単位:百万円)

区 分		年 度				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
損	収益的収入	8,948	8,977	9,074	9,028	9,011
	収益的支出	9,616	9,862	10,340	10,353	10,512
益	純 損 益	△668	△885	△1,266	△1,325	△1,501
	累積欠損金	△668	△1,553	△2,819	△4,144	△5,645

2 有識者及び受水市町等からの意見

上記の収支見通しを受け、費用の著しい増加を抑制し、社会情勢や経営状況を反映した適切な水道料金の設定を行うため、有識者及び受水市町等から意見をいただきました。

(1) 有識者からの意見・提案

令和6年7月10日及び9月2日に三重県企業庁経営懇談会を開催し、有識者から意見・提案をいただきました。

主な意見等は、「資料1」のとおりです。

<三重県企業庁経営懇談会>

構成員：北海道大学公共政策大学院教授	宇野 二郎[公営企業]
四日市大学総合政策学部教授	鶴田 利恵[地方財政]
公益財団法人水道技術研究センター常務理事	清塚 雅彦[水道技術]
税理士法人だいち代表社員	土田 繁 [企業会計]
株式会社さわやか代表取締役	前田 朝子[経営]

(2) 受水市町等からの意見

令和6年7月から8月にかけて、受水市町及び市長会・町村会等から「内部留保資金の活用等による水道料金の引き下げ」や「料金水準の妥当性に関する周知」等の要望をいただきました。

主な意見は、「資料2」のとおりです。

(受水18市町：桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、木曾岬町、朝日町、川越町、菰野町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町)

3 有識者及び受水市町等からの意見をふまえた試算

有識者及び受水市町等からの意見をふまえた原価抑制対策をもとに、改めて収支見通しを試算したところ、以下のとおりとなりました。

○意見をふまえた原価抑制対策（5か年総額）

【費用】

・新規建設改良費を実績見込額で計上（計画額×0.9）	抑制額（減価償却費）	約3億円
・固定資産撤去費の会計処理の見直し	抑制額	約6億円
・物価上昇率の見直し(委託料及び物件費のみ計上)	抑制額	約8.5億円
・修繕費等の原価抑制	抑制額	約6億円
・新規企業債発行抑制による利息負担の軽減	抑制額	約2億円
・その他（人件費等）	抑制額	約1.5億円
	費用合計	約27億円

【収益】

・受水市町給水量見込みの増量に伴う収益の増等	収益増額	約1億円
	総合計（原価抑制効果）	約28億円

○原価抑制対策後の収支見通し（令和6年9月時点）

(単位:百万円)

区 分		年 度				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
損 益	収益的収入	8,981	9,010	9,085	9,039	9,023
	収益的支出	9,281	9,385	9,839	9,728	9,755
	純 損 益	△300	△375	△754	△689	△733
	累積欠損金	△300	△675	△1,429	△2,118	△2,851
内部留保資金残高		4,577	3,194	3,129	3,071	1,944
営業収益比率		56.4%	39.2%	38.3%	37.7%	23.8%

上記の収支見通しを受け、厳しい経営状況ではありますが、物価高騰が続く中で、受水市町の水道事業に与える影響を考慮し、令和7～8年度の2年間料金を据え置いても、資金運営上、事業経営が可能であると判断しました。

4 受水市町との協議状況

これらをふまえ、県営水道料金は令和7年度から2年間据え置き、引き続き、受水市町と丁寧に協議を行い、その後、令和8年度に令和9年度以降の料金の見直しを検討するとの方向性のもと、受水市町と協議を行いました。

主な意見は以下のとおりです。

- ・市町の水道事業の負担軽減のため、県営水道料金を引き下げてもらいたい。
- ・県営水道料金を値上げされるのは困る。
- ・企業庁は内部留保資金を多額に保有しており、値上げは理解できない。
- ・県営水道料金の据え置きは有り難い。
- ・電気料金をはじめ物価等が高騰しており、県営水道料金の値上げも止むを得ない。
- ・2年後に大幅な料金引き上げとならないよう、段階的な料金設定をしてもらいたい。
- ・県営水道料金の見直しに関わらず、市町の水道料金を値上げする予定である。
- ・市町の水道料金を値上げするには、住民への周知期間も含めて、2年余りの期間が必要となる。
- ・県営水道の経営状況や料金のあり方等について認識を共有し議論するための研究会等を早期に設置してほしい。

5 令和7年度以降の水道料金

上記の協議をふまえ、令和7年度以降の水道料金について、以下のとおりとします。

- 令和7～8年度の2年間は、現行料金のまま据え置き、引き続き、受水市町と丁寧に協議を行います。
- 令和8年度には、令和6～7年度の決算を踏まえ、改めて収支見直しを作成し、令和9年度以降の料金の見直しを協議し、決定します。